

保存版

大阪市教育委員会
大阪市立平野小学校
校長 田中 保

河川洪水等による避難勧告等の発令があつた場合の措置について

標題について、ここ数年の気象状況に鑑み、これまでの暴風警報・特別警報の臨時休業措置に加え次の内容を追加します。児童の安全に万全を期すため、臨時休業等の措置をとることがありますので、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 午前7時の時点で、河川洪水等による「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」のいずれかが平野区内に発令されている場合、平野区内全小学校を臨時休業とします。
- 2 午前7時以降、児童が登校するまでの間に、河川洪水等による「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」が平野区内に発令された場合も、平野区内全小学校を臨時休業とします。
- 3 児童が登校後に、対象区域を校区に含む学校に「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合、校内にて児童の安全確保に努め、学校待機とします。
- 4 児童が登校後に、対象区域を校区に含む学校に「避難勧告」「避難指示(緊急)」が発令された場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。(対象区域に所在する学校は、3階以上に避難させます。)

発令情報	午前7時～始業時 【対象区域を校区に含む小学校】	登校後 【対象区域を校区に含む小学校】
【避難準備・高齢者等避難開始】	平野川・平野川分水路(第2寝屋川より南側)及び 東除川流域を校区に含む学校	・【避難準備・高齢者等避難開始】であつても、河川氾濫まで10～20分と想定時間が極めて短いため、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令の場合、児童を学校に待機させることを保護者等へ連絡します。
【避難勧告】	※学校選択制、指定外就学等で対象区域から通う児童についても、学校に待機させ、保護者等に連絡します。	・対象区域に所在する学校は、避難準備等が発令された場合、児童を校舎3階以上に避難させます。
【避難指示】		

※このお知らせは、再度使用することがあります。必ず、ご家庭で大事に保管してください！